

建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱

平成25年2月8日 制 定

平成25年4月1日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に係る入札・契約事務（以下「入札・契約事務」という。）に関し、職員に対する外部からの働きかけ及び情報提供要求（以下「働きかけ等」という。）があった場合の対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、広島県職員定数条例（昭和24年広島県条例第43号）第2条第1号に規定する知事の事務部局に所属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員をいう。

2 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のほか、建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号。以下「執行規則」という。）第6条の資格の認定を受けている建設業者に発注する公共用物の維持修繕等の業務をいう。

3 この要綱において「部局」とは、広島県局設置条例（昭和29年広島県条例第54号）第2条に規定する局並びに同条例第4条に規定する会計管理部及び危機管理監をいう。

(対象範囲)

第3条 この要綱により対応を行う「不当な働きかけ等」とは、働きかけ等のうち、入札・契約事務の公正を害すると認められる、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 不当な働きかけ

職員に対して、次に掲げる不適切な行為を行うことを、要求する行為をいう。

ア 発注方法の選定若しくは入札参加資格要件の設定等に当たり、特定の者に有利又は不利となることを依頼する行為

イ 指名業者の選定に当たり、特定の者を指名又は指名しないことを依頼する行為

ウ 随意契約の締結に当たり、特定の者に受注又は受注させないことを依頼する行為

エ その他入札・契約事務の公正を害すると認められる不適切な行為を依頼する行為

(2) 不当な情報提供要求

職員に対して、入札・契約に係る次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を、要求する行為をいう。

ア 競争入札等の参加企業等の名称及び数

イ 他者の見積金額若しくは入札金額又は当該金額の類推を可能とするもの

ウ 予定価格算定の基礎となった額並びに歩掛及び単価の全部又は一部

エ 執行規則第7条の2に規定する調査基準価格及び同規則第8条に規定する最低制限価格

オ 低入札価格調査制度事務取扱要綱別記1「適正な履行確保の基準」2 数値的判断基準（見積書の審査基準）に定める工事費総額失格基準価格

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による、価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定する基準の全部又は一部

キ その他入札・契約に関する秘密に属する情報

2 次の各号に掲げる行為は、不当な働きかけ等に当たらないものとする。

(1) 入札公告等に基づく設計図書に対する質問

(2) 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された意見書、要望書等の提出

(3) 法令の規定により又は慣行として知ることができる情報などの照会若しくは確認

(4) 公表又は公開された資料の請求

(5) 法令等により認められた権利の行使等

3 第1項の不当な働きかけ等には、職員に入札・契約事務の公正を害すると認められる行為をさせるために指示等をするを、当該職員以外の職員に働きかけを行う行為を含むものとする。

（働きかけ等への対応）

第4条 職員は、不当な働きかけ等又はその疑いのある行為に対しては、応じてはならない。

2 職員は、不当な働きかけ等又はその疑いのある行為への対応に当たっては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けたときは、相手方の氏名及び連絡先等を確認の上、その者に対して、別記様式第1号に定める「建設工事等の入札・契約事務に係る働きかけ等記録簿（以下「記録簿」という。）」を作成する旨及び当該働きかけ等が不当な働きかけ等であると判断された場合には、当該記録簿は公表することがある旨を告知するよう努めるものとする。

4 不当な働きかけ等が、広島県不当要求行為等対策要綱第3条に規定する不当要求行為等に該当するものである場合、職員は、前3項の規定に関わらず、当該要綱及び不当要求行為等に対する基本対応マニュアルに定めるところにより、対応するものとする。

5 職員は、他の職員が不当な働きかけ等に応じている事実を知ったときは、職員からの

公益通報に関する要綱に定めるところにより、対応するものとする。

(記録及び報告)

- 第5条 職員は、不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けたときは、速やかに記録簿を作成するものとする。ただし、知事及び副知事並びに広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）第2条第2項に規定する本庁に置かれる職のうち、職員の職の設置に関する規則（昭和32年広島県規則第107号）別表第1号の表中課長の項職名の欄に掲げる課長より上位の職にある職員は、当該不当な働きかけ等又はその疑いのある行為に係る事務を所管する課の職員に、記録簿の作成を指示することができるものとする。
- 2 職員（前項ただし書きの指示を受けた職員を含む。）は、自らが所属長である場合を除き、直ちに所属長へ報告を行うものとする。
 - 3 所属長は、自らが工事主管課の長（以下「工事主管課長」という。）である場合を除き、前項の規定による報告を受けた場合及び自らが不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けた場合、直ちに当該記録簿を工事主管課へ提出するものとする。
 - 4 前2項の規定により報告を受けた工事主管課長は、直ちに当該記録簿を当該部局の公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ提出するものとする。
 - 5 前項の規定により報告を受けた委員会の事務局は、速やかに委員長へ報告の上、委員会を招集し、報告を行うものとする。
 - 6 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が不当な働きかけ等に該当するか否かを審議するとともに、当該内容が不当な働きかけ等に該当する場合における公表の是非について審議し、その結果を当該所属長へ通知するものとする。
 - 7 所属長は、前項の規定による通知を受けたときは、記録簿の余白にその結果を付記するとともに、広島県文書等管理規則（平成13年広島県規則第31号）等の関係規定に従い、当該記録簿を適切に保管しなければならない。
 - 8 委員会の事務局は、委員会における審議において、不当な働きかけ等に当たると判断された行為について、必要に応じ、関係部署に報告を行うものとする。

(公表)

- 第6条 知事は、前条第6項の委員会における審議において、不当な働きかけ等に該当するものとして公表を行うことが適当であるとされたものについて、速やかに別記様式第2号による「建設工事等の入札・契約事務に係る不当な働きかけ等一覧表」により、公表を行うものとする。

(対応措置)

- 第7条 所属長は、入札・契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、職員が不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けたときは、速やかにその内容に応じて、関係

部署と連携の上、組織として必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事は、不当な働きかけ等を行ったと認められる者が、執行規則第6条の資格の認定を受けている建設業者であるときは、建設業者等指名除外要綱の規定に基づき、当該業者に対して、指名除外を措置するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の規定は、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に規定する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札・契約事務に関する働きかけ等について、これを準用する。

この場合においては、次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
第2条第2項	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
	建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のほか、建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号。以下「執行規則」という。）第6条の資格の認定を受けている建設業者に発注する公共用物の維持修繕等の業務	測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（以下「業務発注事務処理要綱」という。）第2条第1項に規定する測量・建設コンサルタント等業務
第3条第1項 第2号エ	執行規則第7条の2に規定する調査基準価格及び同規則第8条に規定する最低制限価格	測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱第2条に規定する調査基準価格及び測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度事務取扱要綱第1条に規定する最低制限価格
第5条第3項	工事主管課の長（以下「工事主管課長」という。）	業務主管課の長（以下「業務主管課長」という。）
	工事主管課	業務主管課
第5条第4項	工事主管課長	業務主管課長
第7条第2項	執行規則第6条の資格の認定を受けている建設業者	業務発注事務処理要綱第3条の認定を受けている測量・建設コンサルタント等業者
別記様式第1号	対象工事	対象業務
	工事主管課	業務主管課
	工事概要	業務概要
	工期（予定）	履行期間（予定）

- 2 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成25年3月1日から施行する。
- 2 土木建築局以外の部局における委員会において、不当な働きかけ等に当たると判断される行為がある場合、当分の間、当該委員会の事務局は、第5条第8項に基づき、建設産業課へ報告を行うものとする。

- 3 平成25年4月1日改正については、平成25年4月1日から施行する。
- 4 平成27年4月1日改正については、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1号

建設工事等の入札・契約事務に係る働きかけ等記録簿

平成 年 月 日

記録者（所属）

（職名）

（氏名）

対 応 日 時	平成 年 月 日（ ）		
対 応 方 法	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）		
対 応 場 所			
相 手 方	団 体 名		
	所 在 地 等		
	役 職 等		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	そ の 他		
対 応 職 員	役 職		
	氏 名		
働 き かけ 等	対 象 工 事	発 注 機 関	
		工 事 主 管 課	
		工 事 名	
		工 期 (予 定)	契約日の翌日から平成 年 月 日まで(約 か月)
		予 定 価 格	円 (消費税及び地方消費税を除く。)
		公 告 (指 名 通 知) 日	平成 年 月 日
		入 札 日	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	開 札 日	平成 年 月 日	
	内 容		
対 応 状 況			
備 考			

別記様式第2号

建設工事等の入札・契約事務に係る不当な働きかけ等一覧表

平成 年 月 日現在

番号	不当な働きかけ等を受けた日	相手方	不当な働きかけ等の概要	担当所属